

北海道新幹線×nittan 地域戦略会議設置要綱

(名称)

第1条 この会は、北海道新幹線×nittan 地域戦略会議（以下「戦略会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 戦略会議は、胆振日高地域（以下「nittan 地域」という。）における北海道新幹線の開業効果を最大限に高めるため、nittan が連携して取組を推進し、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 戦略会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 北海道新幹線開業効果を最大限に高めるための取組みの推進に関すること。
- (2) nittan 地域の連携強化に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 戦略会議は、第2条の目的に賛同する団体・機関等（以下「構成団体」という。）の代表者をもって構成し、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 戦略会議に会長、副会長及び会計監事を置く。

- 2 会長、副会長及び会計監事は、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、戦略会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代理する。
- 5 会長、副会長及び会計監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議の招集等)

第6条 戦略会議の総会は、年1回の定期総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。但し、委任状により出席とみなすことができる。
- 4 会長は、必要に応じて第4条の構成員等以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 5 構成員は、用務の都合等やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 5 総会は、原則として公開する。

(幹事会)

第7条 戦略会議を効率的かつ円滑に運営するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、会長が指名する構成団体から推薦される者をもって構成する。
- 3 幹事会には、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 幹事会に幹事長を置き、会長が選出された団体・機関の企画所管課長等をもってあてる。
- 5 幹事会の開催は、幹事長が招集する。

(専門部会)

第8条 第3条の所掌事項について、専門的な事項の協議等を行うため、必要に応じ部会を設置する。

- 2 部会は、会長が指名する構成団体から推薦される者をもって構成する。
- 3 部会には、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 部会は、会長の指名する座長が招集する。

(事業計画及び予算)

第9条 戦略会議の事業計画及びこれに伴う予算は、幹事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予算議決前の支出)

第10条 新年度開始後、総会において新年度の予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準に支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第11条 戦略会議の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに幹事長が事業報告書、歳入歳出決算書を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第12条 戦略会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 戦略会議の事務局は、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市及び日高地方総合開発期成会に置き、苫小牧市が代表する。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。